付録４　用語の解説

１　事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

２　企業等

「企業」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所（個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。）をいう。

「企業等」とは、企業及び国・地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものをいう。

３　売上高

事業所・企業等において、サービス等を提供した対価として得られたもの（消費税等の間接税を含む。）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいう。

＜売上高に含めるもの＞

- 受託販売　…　販売手数料収入
- 委託販売　…　委託先で販売した実際の販売額
- 不動産代理業・仲介業　…　代理手数料収入、仲介手数料収入など
- 取次業　…　取次手数料収入（クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの手数料）
- 自家消費・贈与　…　商品や製品などを自家用に消費したり他人に贈与した場合には、金額に換算した額
- 医療業・介護事業　…　医療保険・介護保険からの受取保険料、利用者の自己負担など
- 会社以外の法人及び法人でない団体　…　事業活動によって得た収入

＜売上高に含めないもの＞

- 預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- 事業外で有価証券、土地や建物などの財産（資産）を売却して得た収入
- 借入金、繰越金
- 本所・本社・本店などから支給される支所・支社・支店の運営経費
- 事業活動を継続するための収入
 （運営交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員の負担金など）

＜売上高の計上時点＞

- 売上高は、代金を受領した月でなく、サービス等を提供した月の売上高を計上

（例）　割賦販売については、サービス等を提供した月に計上

学習塾などで授業料を３か月分まとめて受け取った場合、授業を実施した期間（３か月）で均等割り

ソフトウェア開発などの長期にわたる事業については、進行状況に応じて計上

- 売上高は、月初めから月末まで１か月間を計上

４　事業従事者

事業所・企業等において、月末に最も近い営業日に実際に働いている人をいう。

有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、日々雇用している人のほか、「出向又は派遣として他の企業などからきてこの事業所・企業等で働いている人」を含む。なお、「出向又は派遣として他の企業などで働いている人」は含まない。

５　事業活動の産業

事業所・企業等が行う事業活動を単位とした産業分類である。企業等においては個々の事業活動ごとに、事業所においては、単一の事業活動を行っているとみなし、当該事業所の主要な事業活動により分類している。

６　事業所・企業等の産業

事業所・企業等を単位とした産業分類である。企業等においては傘下事業所を含めた当該企業等全体の主要な事業活動、事業所においては当該事業所の主要な事業活動により分類している。